Project:

第 11 回 清水町・蓮沼町周辺地区 防災まちづくり協議会の概要

date:

令和 4 年 11 月 1 日 (火) 18:30~20:00

place:

清水地域センター レクホール

《次 第》

- 1 開 会
- 2 協議会会則の改定・協議会副会長の互選
- 3 事務局からの報告 (新たな防火規制区域・地域危険度)
- 4 その他(防災まちづくり計画(方針4)の改定・これからの協議会の在り方について)
- 5 閉 会

《配布資料》

- 〇次 第 第 11 回清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会
- ○資料 1 清水町・蓮沼町周辺地区 第 11 回防災まちづくり協議会

(パワーポイント説明資料)

- ○資料2 清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会会則 新旧対照表
 - 清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会会則(案)
 - 清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会 傍聴規定 新旧対照表
 - 清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会 傍聴規定 (案)
- ○資料3 防災まちづくり計画 方針4 地域を支える連携と人づくり(変更前・変更後)

《議事要旨》

〇開会

(会長) 会長より開会の挨拶

(区) まちづくり推進室まちづくり調整課長より挨拶

〇協議会会則の改定・協議会副会長の互選

- (区) 区の組織変更に伴い、協議会会則第9条にある「事務局の名称」を下記のとおり 変更することを説明。
 - (旧) 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
 - (新) まちづくり推進室まちづくり調整課不燃化まちづくり係
- (委) 会則の改定について異議なし。
- (区) 副会長が1名欠員しているため、協議会副会長の互選について説明。
- (委) 委員の一人から推薦の声が挙がる。
- (委) 推薦された委員が副会長になることについて異議なし。
- (区) 推薦された委員に副会長の職を受けていただけるかを確認。
- (委) 副会長の職を承諾していただいた。

○事務局からの報告(新たな防火規制区域・地域危険度)

(区) 令和4年9月1日に「新たな防火規制区域」が施行されたので報告します。 また、東京都が同年9月に地域危険度を公表しているので、その内容についても あわせて報告します。

〇防災まちづくり計画 方針4について

- (区) 前回の協議会で、自助・共助・近助の中に公助が入っていない事についての指摘があり、公助をいれるべきとの意見を受けました。「防災まちづくり計画」の作成当時、公助については、災害時には当然公助はあるべきことであるため、あえて表記はしていなかったようです。今回、方針4に公助を加えた案を作成したので委員の方からご意見をいただきたいと思います。
- (委) 公助を加えた方針はいいと思うが、内容がわかりにくい。地震の備えとして、4 助の今後の取り組みの視点に、具体的な例を追加してもらいたい。
- (区) 方針4の改定案は、自助・共助・近助の考え方に「公助」を加え、4助とする方向でまとめます。4助の取り組み内容については、記載内容を追加し、取り組みの具体例を整理し皆様に周知したいと思います。なお、周知方法は検討します。

〇これからの協議会の在り方ついて

(区) 本地区に2か所ある消防活動困難区域の解消については、「防災まちづくり計画」方針3に掲げており、その解消のために道路拡幅(6m)が必要です。

また、「新たな防火規制区域」が令和4年9月1日に施行されたので、今後は準耐火建築物以上の建物に建て替えが進むことになります。このことにより地域としての延焼火災が低減され、ハード面での対策は一区切り付いたと考えています。これまで、定期的に年2~3回協議会を開催していたが、これからは協議会の委

これまで、足別的に年2~3回励議会を開催していたが、これがらは励議会の要 員の皆様から、「地域としてこのようなことがしたい、意見交換をしたい」等の発 意により、区が事務局として準備し、開催するように変更したいのですがご意見ご ざいますでしょうか。

- (委) 協議会についてはその考えで構わない。
- (委) 道路については6m道路よりも、まずは4mに満たない道路の方が問題と考えるが、区としてどのように考えているのか。
- (区) 4mに満たない道路は、建築基準法でいう 42条 2 項道路と告示建築線 (42条 1 項 5号) があり、本地区にはこれらの道路が多数存在します。これらは建築基準法上、「道路」として位置付けられているため、新たに地区計画等により道路としての制限をかけなくても、建て替えの際には後退をしなければなりません。

また、道路が拡がる時期については、地区計画をかけてもかけなくても建て替え時にしか拡がらない上、地区計画をかける際には道路の拡幅だけではなく、用途の制限や壁面後退などの制限もかかる場合もあり、地域の方への負担も大きくなります。

そのため本地区では、現状では地区計画など新たな制限はかけないこととし、時間はかかるが、建て替えの積み重ねにより、防災に強いまちづくりが形成されると考えています。